

茨大の施設に愛称を付けませんか？

茨城大学ネーミングライツ事業のご案内



茨城大学ネーミングライツ事業とは

茨城大学の施設等の愛称を決定する権利である命名権を付与し、その対価として命名権料をいただく事業です。地方公共団体等における公共施設でさかんに行われておりましたが、近年、国立大学法人でも導入が始まっています。

企業等におかれましては、学生、教職員をはじめとする8,000人以上の構成員を擁する茨城大学において日常的に使用される愛称を設定することにより、特に学生に対して身近で継続的な情報発信ができます。



【大学施設ネーミングライツの魅力】

☑認知拡大

就職を意識していない段階の学生にも、認知され、「当たり前」の存在になることが期待できます。

☑接点創出

自社と接点のない学生が、普段利用する施設の愛称として目に触れることで、自然と自社と学生の接点が創出されます。入学から卒業まで、時間をかけて「親近感」を高める効果が期待できます。

☑共感

教育や研究をサポートする企業姿勢を示しつつ、さりげなく自社の魅力を伝えることで、共感を生み出す空間を作ることができます。

☑大学との連携強化

ネーミングライツを起点に、本学との連携強化を図ることができます。

ネーミングライツ事業実施の流れ

お問合せ

ご興味ございましたら、下記のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

施設紹介

ご希望をお伺いし、茨城大学の施設(建物・部屋等)をご紹介します。

実施判断

ご希望いただいた施設について、ネーミングライツ事業の実施可否を管理する研究科等にて最終判断します。※施設の事情によりご希望に沿いかねる場合があります。

公 募

原則として公募を行い、最も条件のよいご提案をいただいた応募者と契約します。

お問い合わせ先

【茨城大学財務部財務課】〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1

電話:029-228-8022 E-mail:sk_yosan@ml.ibaraki.ac.jp